

第 II 部 研究報告編

室町時代前期の「檀紙」(強杉原)を中心に

湯山 賢一

室町幕府関係文書のうち、足利将軍の発給する御判御教書が、様式上において最上級に位置し、多くの場合、大形で簀目の目立つ厚手のごわごわした料紙を用いていることは、よく知られている。また、これらを古文書学上に「檀紙」として分類整理することが可能であることは、上島有氏の一連の研究(「中世の檀紙と御判御教書」『日本歴史』三六三号、「檀紙について(上)」『古文書研究』三三号所収外)によって明らかになっている。今回の私共の研究テーマにしても、氏の功績に負うところが少なくないのが現状である。

さて、一般に檀紙といっても、古くは正倉院文書、天平十九年(七四七)十二月二日写経疏間統充装幀帳にみえる檀紙から、『権記』寛弘八年(一〇一一)六月十三日条にみえる「陸奥紙」や、『明月記』天福元年(一二三三)七月一日条にみえる檀紙まで、その実体が様々な料紙を対象とする呼称であったことも既に明らかとなっている(寿岳文章氏『日本の紙』)。

この様に室町時代以前をみても、各々時代時代による特徴、差異が顕著であり、名称を同じくするからといって、これを時代を超えた同一紙として理解することには多くの問題があることは云うまでもない。他方、檀紙を含む室町時代の料紙を近世以降の抄紙技術に則った現代の料紙との直接的な比較によって論じること、これまた抄紙技術の変遷過程を捨象した論といえよう。小論では遺品も多く、形態上にも顕著な特徴のみえる室町時代前期の「檀紙」を中心に室町幕府文書料紙について簡単にふれてみることにする。但し、ここで云う「檀紙」は、上島氏も述べられているように当時の歴史的表現としては「強杉原」と呼ばれていたものである。当然のこととして今回の研究テーマからは、強杉原として分類すべき範疇のものとして考えているが、現段階では混乱を避けて現在の研究状況に従い、便宜上「檀紙」の名称を用いた。

今回の入力済データ上からみて、室町幕府発給文書で確実に檀紙(強杉原)と考えられる文書としては、建武三年(一三三六)正月十二日足利直義軍勢催促状本紙(大友文書一九六)以下、建武四年五月廿二日足利尊氏袖判下文(大友一二九)、同六月十九日足利尊氏袖判下文(大友一三一)、貞和元年(一三四五)十二月十七日足利直義裁許下知状(東寺百合マ)、延文四年(一三五九)十二月十五日足利義詮袖判下文(大友一三五)、永和元年(一三七三)足利義満袖判下文(大友一三六)、康暦元年(一三七九)足利義満袖判下文(大友一三七)、応永三年(一三九六)六月六日足利義満御判御教書本紙、裏紙(東寺百合こ)、応永十五年(一四〇八)十月五日足利義持御判御教書本紙(東寺百合ホ)等上げることが出来る。猶、目録データ上では檀紙と表現されているものが、これら以外に

も多数あるが、これらは基本データ蒐集過程における私共調査団の認識の変遷を含め、データ採取時の判断を暫時そのままに表示したものである。この表示が、不正確の批判を免れられない面が多々あることは重々承知しており、今後はこの再整理も重要な課題と考えている。

ところで、これら「檀紙」(強杉原)の特徴は、縦寸法が三四センチ、横寸法五三センチを越え、厚さも略〇・二ミリ以上のたっぷりとした厚みがあり、重さも一〇数グラム以上で、全体の密度も〇・三五～四五前後を数える。紙色は樹皮層近くの非繊維物質が交じるため、経年変化もあって白黄からやや淡い褐色がかかるなどの特徴をみせている。特に簀目に顕著なものがあり、一寸当たり凡そ十二本程のいずれも萱簀と思われる太い簀目がみえている。

これらの特徴をもつ「檀紙」(強杉原)の先蹤として、上島氏は元亨元年(一三二一)十月九日後宇多法皇院宣(東寺百合文書ヤ函一六号)を上げられ、足利将軍がこうした檀紙を用いる初見として貞治五年(一三六六)十月二日足利義詮寄進状(醍醐寺文書第一函)を例に引かれている(「中世文書の料紙の種類」小川信編『中世古文書の世界』)。

しかしながら、足利氏による「檀紙」の使用例はこれを遡ることは確実で、前記の建武三年正月十二日足利義直軍勢催促状を別にするると、現状では久我家文書中にある建武三年七月十日付の足利尊氏袖判禁制三通(八六～八号)を尊氏発給文書の初見例として確認することが出来た。これらは現在卷子装のうちに仕立てられているため、古く本紙に相剥がなされており、料紙データとしての密度の計測等は不可能である。しかし、修理解装時の計測によれば、第八六号は縦三三・一、横五四・八センチ、太い十二本の簀目がみえ、もとの厚みの残っている部分の平均は約〇・二一ミリであった。第八七号は縦三三・一、横五五・〇センチ、簀目は同様十二本で、厚さの平均は約〇・二四ミリ。また、第八八号は下辺損のため復元縦寸法では三三・一、横五四・九センチであり、簀目は十二本、厚さの平均は約〇・二三ミリである。

これらの文書はいずれも建武三年六月十四日光厳院を奉じて入京した尊氏が、その直後に、久我家の根本家領久我庄(八六号)、上久世・東久世庄(八七号)及び本久世庄(八八号)について軍勢の乱入狼藉を禁止したものである。今少し南北朝初期のデータを蒐集しないことには軽々に論じられないが、この建武三年七月の時点で、尊氏が従来の引合系の料紙と区別して「檀紙」を用いたことは注目に値する。建武三年はその十一月七日に建武式目が定められ、略幕府の実体が成立した年である。こうした時期と相前後して、尊氏がその発給する文書料紙に新たな厚様の杉原系の「檀紙」を用いたのは、鎌倉幕府に替わる新しい武家政権に相応しく、荒々しさの中にも品格のある料紙として意識的にこれを選択した結果に他ならない。その意味では建武三年は古文書学上に、室町杉原時代の幕開けとなった年といえるのではないだろうか。云うまでもないが、室町将軍発給の直状には、御判御教書の外、初期の下文や下知状を含め、御内書などがあり、これらの全てに「檀紙」

(強杉原)が用いられたわけではない。しかし、建武三年以降は八代義政を経て義澄辺り迄は、袖判乃至奥上署判の御判御教書には多くの場合「檀紙」(強杉原)が用いられている。

ところで、これ以外の日下署判の御判御教書なり御内書には、前時代と同じく引合、杉原が用いられており、以下、阿蘇文書の略同時代の四通を例に料紙の特徴とその理解についてふれて、纏めにかえたい。

①應永四年三月卅日足利義満御判御教書

内容は阿蘇社の社職社領四至の安堵と祈祷命令からなる奥上署判の御教書である。縦三四・四、横五五・二センチ、厚さ〇・二三ミリ、重さ一六・二グラム、密度〇・三六五である。外見上も大きく、地色は白黄色で、厚みがあって、しかも深みがあり、繊維はやや太めの毛足長繊維を全面に交え、繊維がよく攪拌されたことを示す坦が一箇所ある。表面からみると天地によく繊維が流れている。透かすとこれは見えなくなり、透き徹る感じの平滑感がある。簀目は一寸当たり十本の太い萱簀状のもので、透かすと簀目が顕著にみえるが、幅三・五センチ程の糸目は透かしても僅かにしかみえない。板目は表(墨付側)に微かにみえるが、墨の乗りは普通で、裏面の刷目は確認出来ない。以上の特徴からみて、本文書の料紙は「檀紙」(強杉原)と認められる。

②應永五年八月廿一日足利義満御判御教書

前文書と略同じ内容で当知行を併せ安堵したもので奥上署判がある。縦三一・九、横四六・五センチ、厚さ〇・一六ミリ、重さ九・八グラム、密度〇・三九。外見上の大きさは中位、地色は精製度が高い白で繊維は長い。全体に毛足長も交えるために荒さが特徴的にみえるが、目が詰っていて、畳込みによる縦の折れ皺が目立つ。透かしても簀目、糸目とも全くみえない。板目は表に微かにみえるが、刷目は不詳。板目(表)の墨の乗りは極めて良好で掠れなどはない。鎌倉時代からの系譜を引くこの特徴をもつ文書料紙を引合と考えるが、この料紙はまた当時の管領奉書にも用いられている。

③(年未詳)三月二日足利義満御内書

内容は日向国につき菊池氏と共に今川了俊への合力を命じたもので、袖判である。縦三一・二、横四九・一センチ、厚さ〇・一一ミリ、重さ六・四グラム、密度〇・三六九。外見上はやや大きく、地色は少し褐色がかった白黄で、坦が二箇所にみえ、やや毛足長繊維を交えるも、少し短めの繊維が全体によく均一化されて薄目に漉上がっている。繊維は表面からみると天地によく流れているのを確認出来るが、透かすと見えなくなる。簀目は透かすと微かに一寸当たり十六本、糸目幅は二・二センチあり、箇所によって簀目の目立つところがあり、やや平滑にして、墨の乗りにも掠れがあって若干悪い。この料紙は室町前期の上質杉原紙の典型と考えられる。

④應永十一年四月廿一日九州探題渋川満頼書下

内容は阿蘇社雑掌の申請に任せて国守庄の安堵と祈祷を命じたもので、日下署判である。

縦二八・九、横四六・五センチ、厚さ〇・〇九六ミリ、重さ四・二グラム、密度〇・三二五。中程度の大きさで、厚みは普通、地色はやや褐色がかった白黄で、少しく毛足長繊維が漉斑がありながらも均等に漉上げられている。簀目は透かすことによって僅かに見え、竹簧状の細目で一寸当たり二十一本を数える。糸目は逆に透かすと顕著に幅二・七センチ程度で見える。これは前記御内書杉原よりは落ちる手で、所謂室町幕府奉行人奉書用紙の初期のものと同じであるが、後のような填料として米粉を加えるような白さはない。これも室町杉原紙の典型である。

以上、中間報告を兼ねて現在における室町時代の幕府文書についての現状認識を述べてみたが、例えば御内書一つをとっても、義晴以降のものを、前期の「檀紙」(強杉原)と果たして同一紙として捉えて良いものかなど、データの集積と併せて、今後解決すべき問題が少なくなき、御批判をいただければ幸いである。